鳥取県警察本部長告示　　第 64 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第１項の規定に基づき、次のように意見の聴取を行うので公示する。

令和８年11月17日

鳥取県警察本部長

意見の聴取の期日及び場所

令和８年12月８日　午前10時00分から
鳥取県鳥取市吉方温泉二丁目501番地１　　鳥取県警察本部運転免許課